2026年8月21日

東京地方裁判所民事第50部合D係　御中

令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件

原告　柴田[redacted] ほか３名

被告　国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高野　隆	同	宮村啓太
同	谷口太規	同	井桁大介
同	趙　誠峰	同	吉田京子
同	亀石倫子	同	小林英晃
同	鵜飼裕未	同	戸田善恭
同	志塚永	同	馬淵未来
同	安藤光里	同	平岡百合
同	齋藤賢	同	南里俊毅
同	太田こもも		

準備書面 ⑿

【憲法38条1項違反について】

刑事訴訟法60条1項2号及び89条4号は、憲法第38条第1項にも違反し、違憲無効である。

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と規定し、黙秘権を保障する。「強要されない」とは、供述を直接的に強制するだけではなく、法律上・事実上の不利益を課すことによって、供述を間接的に強制することも禁止することを意味する。

刑訴法60条1項は、勾留の理由を規定し、同項2号は、勾留の理由として「被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。」と規定する。

同条は、刑訴法207条1項本文により、被疑者にも準用される。「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の有無を判断する際に、被疑者・被告人が黙秘等しているという供述態度を、罪証隠滅のおそれを肯定する事情として用いることは許容されると解されている。しかし、勾留による身体拘束は、人身の自由、移動の自由等に対する制約であり、明らかな不利益である。刑訴法60条1項2号は、そうした身体拘束という不利益を課すことによって、「自己に不利益な供述」を間接的に「強要」している。

刑訴法89条柱書は、権利保釈を規定する。これに対して、刑訴法89条4号（「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」）は権利保釈除外事由を規定する。刑訴法60条1項2号と同様に「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の有無を判断する際に、被告人が黙秘等しているという供述態度を、罪証隠滅のおそれを肯定する事情として用いることは許容されると解されている。しかし、保釈請求却下、すなわち勾留による身体拘束の継続は、人身の自由、移動の自由等に対する制約であり、明らかな不利益である。刑訴法89条4号は、そうした身体拘束の継続という不利益を課すことによって、「自己に不利益な供述」を間接的に「強要」している。

以上より、刑訴法60条1項2号及び89条4号は、憲法38条1項に違反し、違憲無効である。

第１　請求原因の追加

１　これまでの原告の主張

原告は、訴状において、憲法が基本権としての人身の自由を保障すること、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を根拠とする人身の自由の制約は許されないと論じた。すなわち、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を根拠に、人身の自由を制約する刑訴法60条1項2号及び89条4号は、憲法13条、18条、22条、31条、33条、34条及び憲法98条2項を介して遵守する必要のある自由権規約9条3項、14条2項に違反して無効であると主張した。

２　請求原因の追加

原告は、本書面において、刑訴法60条1項2号及び89条4項について、憲法13条、18条、22条、31条、33条、34条及び憲法98条2項を介して遵守する必要のある自由権規約9条3項、14条2項違反の主張に加え、憲法38条1項違反の主張を追加する。

第２　刑訴法60条1項2号及び89条4号は憲法38条1項にも違反する

１　憲法38条1項は黙秘権を保障する

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と規定する。同項は、コモン・ローに由来し、黙秘権を保障する規定である。最高裁も、「いわゆる黙秘権を規定した憲法38条1項の法文では、単に『何人も自己に不利益な供述を強要されない。』とあるに過ぎないけれど、その法意は、何人も自己が刑事上の責任を問われる虞ある事項について供述を強要されないことを保障したものと解すべき」（最高裁昭和32年2月20日大法廷判決）と判示し、同項が黙秘権保障の規定であることを認めている。

ここにいう「自己に不利益な供述」とは、自己の刑事上の責任に関する不利益な供述、すなわち刑罰を科せられる基礎となる事実や量刑にかかわる不利益な事実などについての供述をいう。

注釈書によれば、憲法38条1項における「強要されない」とは、「供述の直接的な強制だけでなく間接的な強制も禁止されることを意味」し、「拷問を加えて供述させたり供述拒絶に罰則を科したりできないのはもちろん、供述をしないことに対して本人に不利益な推測をすることも禁止される。つまり不供述に法律上または事実上の不利益が課せられてはならないことを意味している」（甲A140・410頁）。

他の注釈書においても、強要されないとは、「供述を強制することを禁止する意味である。直接強制はもとより、間接強制も許さない趣旨である」。「さらに、供述をしないことを罰することだけでなく、それを理由として何らかの法律上の不利益を与えることを禁じることを意味する」（甲A141・417頁）と、上記注釈書と同旨の解説がなされている。また、憲法学者の松本和彦も、不供述の事実から不利益な推認をなすことも禁じられると述べる（甲A142・326頁）。なお、直接的強制と間接的強制という概念とは別の観点から論じる論者もいる。憲法学者の長谷部恭男は、法律上の強制と事実上の強制という概念を用い、ここでいう「強要」にはその両方が含まれるという（甲A143・275頁）。

また、憲法学者の渋谷秀樹は、次のとおり、心理的な誘導も禁止されていると明言する。

「強要されない」とは、物理的手段、心理的手段を問わず、強制されないことをいう。一見自発的であるようにみえても意思に反する供述を実質的に強いる、麻酔や睡眠を施術した上での供述の誘導、嘘発見器（ポリグラフ）にかけての供述の誘導も強要にあたる。（甲A144・246頁）。

さらに、供述を拒んだ際に課される不利益に着目する見解もある。憲法学における刑事手続研究の第一人者である杉原泰雄は、次のように述べ、憲法38条1項があらゆる方法による供述強要を禁じていることから、同項は事実上の不利益をも課すことを禁止していると解する。

（自己に不利益な供述を）強要されない
それは、どんな方法によっても、その供述を強要することが禁止されることを意味し、不供述を罰するだけではなく、それを理由としてなんらかの法律上の不利益を与えることの禁止を意味する、という趣旨の解釈が有力であるが、おおむね妥当だと思われる。供述の拒否を理由として、本人に不利益な推測をすることが許されないこともちろんのことである。しかし、「どんな方法によっても、その供述を強要することが禁止」されているところからすれば、不供述を理由として、なんらかの「法律上の不利益」のみではなく、事実上の不利益をも与えることが禁止されていると解すべきであろう。（甲A145・211頁、212頁）。

また、憲法学者の高橋和之も事実上の不利益を課すことも禁じていると解する。

拷問等の直接的強制が「強要」に当たるのは当然であるが、供述拒否に対し法律上・事実上の不利益を課す間接的強制も原則的には「強要」に当たる。例えば、供述拒否に対し不利益な事実を推定する効果を与えることは許されない。（甲A146・364頁）。

以上のとおり、論者ごとに表現が多少異なるが、憲法学説において、憲法38条1項にいう「強要されない」とは、供述の直接的強制だけではなく間接的強制も禁止し、法律上の強制だけではなく事実上の強制も禁止し、強制の手段について心

理的強制も禁止することを意味すると解されている。また、課される不利益という観点から見た場合、法律上の不利益のみならず、事実上の不利益を課すことも、同項は禁止すると解される。

２　刑訴法60条1項2号及び89条4号は黙秘権を侵害する

⑴ 刑訴法60条1項2号及び89条4号を検討する際、否認や黙秘が考慮されている

刑訴法60条1項2号は、勾留の理由として、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。」と規定する。「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」とは、証拠に対して不正な働きかけを行い、公判を紛糾させたり、ひいては終局的判断を誤らせたりするおそれ、すなわち、具体的蓋然性があることをいうと解されている（甲A147・30頁）。

刑訴法89条4号は、権利保釈除外事由として、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。」と規定し、その意義は、刑訴法60条1項2号と同様である。。現状、否認や黙秘しているという供述態度を、罪証隠滅のおそれを肯定する事情として用いることは当然のように行われている。例えば、現役裁判官が中心となって執筆された『令状実務詳解〔補訂版〕』においては、「被疑者等が黙秘等しているという供述態度を、罪証隠滅のおそれを肯定する事情として用いることはできるか。」（甲A148・324頁）という問いに対して、「被疑者等が黙秘等しているという供述態度を、罪証隠滅のおそれを肯定する事情として用いることは許容される。」（甲A148・324頁）という回答が記載されている。

裁判例も、次のとおり、黙秘という供述態度を「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を肯定する事情として考慮することを認めている。

> なお、被疑者は、刑事訴訟法上いわゆる黙秘権、供述拒否権が認められている。これは憲法第38条に由来し、被疑者は、自己の利益不利益を問わず、終始沈黙しまたは個々の質問に対し供述を拒否することができるものとされているのである。
>
> しかしながら、被疑者が自己の犯罪事実等について、終始黙秘しまたは供述を拒否する態度を示したときは、その供述態度等が、他の証拠と相俟って、ときに罪証隠滅の存否を決するうえでの判断資料となりうる場合のあることは免れ難いところである。（京都地裁昭和42年8月17日）

こうした状況に問題意識を表明する元裁判官も存在する。訴状においても指摘したとおり（訴状・26頁）、原田國男元裁判官は、「人質司法という問題の中心は、否認した時の『罪証隠滅のおそれ』なんですよ。裁判官も、否認すれば『罪証隠滅のおそれ』があるんだろうな、と考えてしまうから。」と述べている（甲A6）。

⑵ 人質司法は虚偽自白を誘発すると批判されてきた

刑事手続における身体拘束が人の身体及び行動の自由を直接かつ強制的に奪う国家行為であり、それにより、憲法の保障する人身の自由等が制約されることは明らかである。

保釈された被告人のうち第一回公判期日前に保釈された被告人の割合を見ると、否認することにより、保釈が認められなくなるという実態が浮かび上がる。2018年のデータによれば、自白事件では、保釈された被告人のうち、77.8%が第一回公判期日前に保釈されているのに対して、否認事件では、わずか41.8%である（訴状24頁）。否認すると、身体拘束（の継続）が待ち受けている実態は、統計上も争いようがない。

刑事手続における身体拘束において、犯罪事実等に関して争わなければ、相対的に早期の身体拘束から解放が得られるということであれば、被疑者・被告人は虚偽自白に追い込まれることがあるのは、一般的な経験則に照らして容易に想定される。これまでも、冤罪の温床になるとして、人質司法における虚偽自白が度々問題になってきた。

訴状においても指摘したとおり（訴状・27頁）、参議院法務委員会は、2016年5月19日付の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「政府及び最高裁判所は、本法が度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであることに鑑み、その施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。」とした上で、裁判所の保釈判断の在り方について、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること。」と指摘した（甲A8）。同様の附帯決議は衆議院でも行われている（甲A9）。

これらの附帯決議において、「度重なるえん罪事件への反省」と、保釈に係る判断に当たって被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していること等の事情を過度に評価することとが結び付けられて論じられている。すなわち、そうした不供述や黙秘に対する不当な評価が冤罪を生み出していると考えられている。こうした議論は、保釈に係る判断に当たって、黙秘することが不利益に取り扱われる結果、被疑者・被告人が虚偽自白に及んでしまうという認識が前提となっている。

また、著名な刑事弁護人である弘中淳一郎は、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第5回会議において、保釈等の判断に際して、被告人の供述態度を考慮することが、どのようにして被疑者・被告人を自白に追い込むのか、その機序について、次のように述べる。

> その結果として、たとえ軽微な事案であっても否認している限りは長期間の身柄拘束が一般であると、こういう事態が起こっております。しかも、そういった否認事件で勾留をつけた場合には、同時に接見禁止にされることが少なくありません。その結果、被告人、被疑者としては、家族あるいは友人から隔離されて、非常に不安な、あるいは時に絶望的な心理状態に追い込まれるということでございます。しかも、こういった状況を前提にしまして、捜査官が期待する供述、つまり全面的な自白、あるいは、時には検察官の方で作ったストーリーに合致する供述をしない限り、この身体拘束が何十日、まるいは時に何百日も続くのであります。
>
> 同時に、そうなるぞということをほのめかしながら取調べが行われるというのが実態であります。要するに、人質と言われるゆえんでありますけれども、被疑者としては、自分自身の体が人質として取られていまして、身柄を解放してもらうためには、身代金として捜査官が望むような調書、すなわち全面的な自白調書にサインをすると、これが要求されるという実態であります。何十日、何百日の身体拘束が続くということになれば、その間の精神的あるいは肉体的な負担が大変なものであるということは当然でありますが、同時に、これはその後の社会生活にも大きな影響を与えます。例えば、勤め人であれば勤め先を首になるとか、あるいは、自営業者であれば商売が成り立たなくなるというふうなことにもなるのがむしろ普通でありまして、その結果、本人だけではなく、家族や従業員も含めて、

後日、仮に無罪ということになっても、回復ができない重大な損害を被るということになるわけであります。（甲A52・8頁）

「精神的あるいは肉体的な負担」と「その後の社会生活に」対する「大きな影響」があるなか、身体拘束からの解放を望むがあまり、内容が虚偽であったとしても、「身代金として捜査官が望むような調書、すなわち全面的な自白調書にサイン」してしまう。人質司法のもとでは、このようにして、被疑者・被告人は（虚偽）自白に追い込まれる。

ただし、憲法38条1項は、「自己に不利益な供述を強要されない。」と規定している以上、自白強要の問題は、虚偽自白の誘発の問題に留まらない。憲法は、その供述内容の真実性とは無関係に、何人であっても、自己に不利益な真実の内容について供述を強要されない権利を保障している。不利益供述を強要すること自体が同項との関係では問題である。

⑶ 刑訴法60条1項2号は、被疑者・被告人に供述することを強要している

被疑者・被告人が被疑事実・公訴事実を争っていること、取調べで黙秘権を行使したことをもって、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を肯定し、勾留決定がなされる。身体拘束を受けた場合、仕事にも行けず、家にも帰れず、病院にも行けない等の著しい不利益が待ち受けていることは誰であっても容易に想像がつく。そのため、被疑者・被告人は、勾留を回避するため、本心に反して、「自己にとって不利益な供述」をせざるを得なくなる。

前述のとおり、自己に不利益な供述を「強要されない」とは、供述の直接的な強制とともに間接的な強制も禁止されることを意味し、供述をしないことに対して本人に不利益な推測をすることも禁止される。そして、不供述に法律上または事実上の不利益が課せられてはならないことを意味する。

勾留の理由として、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」という理由を規定することは、被疑者・被告人に対し、身体拘束の恐怖と、供述（自白）することによる身体拘束の回避可能性を同時に突きつけることによって、被疑者・被告人を供述（自白）することに誘導する規定である。したがって、供述を間接的に強制しているといえ、刑訴法89条4号の存在は、憲法38条1項に反する。

⑷ 刑訴法89条4号は、被告人に供述することを強要している

被告人が公訴事実を争っていること、取調べで黙秘権を行使したことをもって、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を肯定し、保釈請求を却下する判断が繰り返される。身体拘束はあらゆる人間にとって耐え難い苦痛であり、そうした苦痛から一刻でも早く解放されたいと望む。そして、被告人は、保釈を得るため、本心に反して、「自己にとって不利益な供述」をせざるを得なくなる。

権利保釈除外事由として、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」という事由を規定することは、被告人に対し、身体拘束による耐え難い苦痛と供述（自白）することによる身体拘束からの解放可能性を同時に突きつけることによって、被告人を供述（自白）することに誘導する規定である。したがって、供述を間接的に強制しているといえ、刑訴法89条4号の存在は、憲法38条1項に反する。

３　刑訴法60条1項2号及び89条4号は制定時から憲法38条1項に違反していた

原告は、訴状において（訴状・18～19頁、22頁）、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」は「だれが見てもその資料に基づけば大体罪証を隠滅すると認められる場合」にすら満たない、単なる抽象的な虞、客観的な裏付けを欠いた「裁判官の主観的な判断」になってしまったこと、その結果、権利保釈は死滅してしまったこと、そして、このような解釈を許す刑訴法89条4号は立法当初から憲法に違反していたことを指摘した。この指摘は、憲法38条1項違反の主張にも妥当し、刑訴法60条1項2号及び89条4号は、立法当初から憲法38条1項に違反していた。

そして、訴状（「第11 国家賠償法1条1項の違法がある」）記載の事実からすれば、刑訴法60条1項2号及び89条4号が憲法38条に違反すること、したがって、これらの規定の改廃が必要であることは、遅くとも国会による附帯決議がされた2016年5月までに国会にとって明らかになっていた。それにもかかわらず、国会は、原告天野の勾留日である2018年11月30日まで正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったものである。

したがって、遅くとも2018年11月30日時点において、国会の立法不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法である。

４　原告らの保釈請求却下は刑訴法89条4号の憲法38条1項違反を基礎づける

原告らの保釈請求においても、原告らの供述状況や供述態度等から刑訴法89条4号該当性が肯定された結果、保釈請求が却下された。

原告浅沼について、裁判所は、保釈請求却下に対する準抗告棄却決定の理由において、「犯行状況や犯行前後の状況等に関する被告人及び被害者を含む事件関係者の各供述状況・・に加え・・公判準備の進捗状況等に照らせば、現時点で被告人を保釈すれば、被告人が事件関係者に働きかけるなどして、罪体及び犯行動機等の重要な情状事実について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があ」ると判示しており（甲B4）、被告人の供述状況を罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由の存在を認める事情として考慮していることは明らかである。原告浅沼に関して、他の、保釈請求却下に対する準抗告棄却決定においても、被告人の供述状況を考慮し、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると判断している（甲B8、甲B9）。

原告柴田について、裁判所は、保釈請求却下に対する準抗告棄却決定の理由中において、「被告人の弁解状況・・を踏まえると、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があ」ると判示し（甲C4）、被告人の弁解状況を考慮した。

原告天野についても、裁判所は、保釈請求却下決定に対する抗告棄却決定の理由において、「被告人の応訴態度等に照らすと、同条4号に該当する事由が認められるとした原決定の判断にも誤りはない」と判示し（甲D4）、被告人の応訴態度を刑訴法89条4号該当性の判断において重視した。

以上のとおり、原告らに対する保釈請求却下決定に対する準抗告棄却決定の理由からも、刑訴法89条4号の存在が、原告らの保釈を不当に妨げ、原告らに対する供述への不当な圧力になっていたことは明白である。原告らの事案に即して刑訴89条4号を検討しても、同号が憲法38条１項に違反していることは明らかである。

以上